平成２４年（フ）第２５９号
堺市堺区翁橋町１丁８番６―1201号、前住所
堺市堺区賑町４丁１番５―630号
債務者　鶴田俊一郎
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
大阪府柏原市国分東条町28番４号
債務者　十河　和秀
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
大阪府藤井寺市沢田２丁目13番26号、前住所
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目７番５号
債務者　外舘　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
堺市北区新金岡町４丁５番８―409号
債務者　北羅ゆかり（旧姓諸橋）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
堺市堺区向陵中町４丁３番11号　幸福マンション25号
債務者　清水　恒子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３９２号
福岡市早良区四箇田団地１番1002号
債務者　和田由利子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３０号
福岡市南区中尾２丁目19番27号
債務者　角田　鉄二
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１１号
福岡県大野城市瑞穂町２丁目２番21号　ドミール春日202号
債務者　松岡　和恵
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵156番地３
債務者　清田　佳苗
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８１９号
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目47番地　メゾンドール渡辺301号
債務者　宮崎　君子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７２号
福岡市早良区飯倉４丁目36番10号
債務者　Ｙショップ篠原丸岡酒店こと　丸岡　廣志
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７３号
福岡市早良区飯倉４丁目36番10号
債務者　丸岡　克己
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３号
福岡市早良区野芥６丁目５番11号
債務者　數住　武尊
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目７番33―203号
債務者　城戸　雅章
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡市東区香椎駅前１丁目５番20―503号
債務者　高田　マヤ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４号
福岡市博多区博多駅前２丁目19番17号
債務者　田代　　満
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６号
福岡市早良区城西１丁目４番11号
債務者　野中　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４号
福岡市南区花畑２丁目42番23―303号
債務者　小宮　　司
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部